

# お客様本位の業務運営に関する方針 プロダクトガバナンスに関する補充原則

霞ヶ関キャピタル株式会社

当社は、金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」、「プロダクトガバナンスに関する補充原則」を採択し、お客様本位の業務運営に関する方針（以下、「本方針」といいます。）を以下のように定めます。

## 1 お客様本位の業務運営に関する方針の策定・公表等

当社は、金融商品取引業者として、お客様本位の業務運営を実現するために、本方針を策定、公表します。また、より良い業務運営の実現に向けて、本方針に係る取組状況を定期的に公表し、必要に応じて本方針の見直しを行います。

## 2 お客様の最善の利益の追求

当社は、「その課題を、価値へ」という経営理念、「速く、手堅く、力強く」という行動指針及び企業行動倫理規範のもと、プロフェッショナル集団として高度の専門性と職業倫理を保持します。また、お客様（特定投資家である法人。以下同じ。）の最善の利益が図られるよう、お客様に対して誠実、公正に業務を行い、こうした業務運営が企业文化として定着するように努めます。

## 3 利益相反の適切な管理

当社がお客様に提供するサービスにおいては、当社のグループ会社を相手方として直接又は間接的に取引を行う場合があることから、当社グループとお客様の間に利益相反の関係性が生じることに起因して、お客様の利益が損なわれることのないよう「利害関係者取引規程」に基づいて、外部専門家が参加する投資委員会の審議・決議を行う等、適切に管理します。

## 4 手数料等の明確化

お客様が負担する手数料その他の費用については、誤解なく理解いただけるよう適切かつ十分な情報の提供に努めます。

## 5 重要な情報の分かりやすい提供

当社は、お客様の投資経験や金融知識を考慮して、金融商品・サービスの販売、推奨等に係る重要な情報をお客様が誤解なく理解できるよう適切かつ分かりやすく提供することに努めます。また、お客様へのサービスの提供・推奨等に際して、利益相反が起こり得る場合は、適切に管理している旨を説明します。

なお、当社は、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することは行いません。

## 6 お客様にふさわしいサービスの提供

当社は、お客様の属性や投資ニーズの把握に努め、お客様にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売、推奨等を行うことに努めます。

## **7 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等**

当社は、お客様の最善の利益を追求するための行動、お客様の公正な取扱い、利益相反の適切な管理等を含む法令遵守を促進するべく、従業員のスキルアップやコンプライアンス意識の向上につながる研修、資格の取得・維持、その他の適切な動機づけの枠組みや適切なガバナンス体制を整備するよう努めます。

### **補充原則 基本理念**

当社は経営理念、行動指針及び企業行動倫理規範に則り、経営陣のリーダーシップの下、お客様のニーズに適った金融商品を提供し、これらの金融商品の組成・販売を進めるに際して、経営陣が関与する意思決定プロセスを整備・実践します。

### **補充原則 プロダクトガバナンス**

当社は、金融商品の組成から償還に至る金融商品のライフサイクル全体を通じたプロダクトガバナンスの実効性や組成・提供・管理の各プロセスにおける品質管理の実効性を確保するためにコンプライアンス部門や内部監査部門にて検証を行っております。また、金融商品の特性等に応じて、必要な場合には、弁護士や不動産鑑定士等外部専門家の意見を取り入れ、プロダクトガバナンスの実効性を確保するための体制を整備しております。

### **補充原則 お客様に対するわかりやすい情報提供**

当社はお客様に対し、プロダクトガバナンス体制等に関する情報を分かりやすい形で提供します。

## お客様本位の業務運営に関する方針 取組み状況（第14期）

### （1）お客様の最善の利益の追求

お客様本位の業務運営の実現に努めるべく、そのベースとなる当社の経営理念、行動指針を定め、公表しております。また、AUM、リスク管理に係る情報（事業計画及び成長可能性に関する事項等）の公表、更新を行っております（当社IR資料をご参照下さい）。

経営理念・行動指針

<https://kasumigaseki.co.jp/company/philosophy/>

IR資料

<https://kasumigaseki.co.jp/ir/library/>

2025年8月31日現在の従業員の資格者人数は以下のとおりです。

宅地建物取引士	159名
不動産証券化協会認定マスター	41名
一級建築士	18名
ビル経営管理士	10名
不動産コンサルティングマスター	8名
不動産鑑定士	8名

※全役職員（正社員のみ、グループ会社へ出向中の者を含む）を対象としております。

※試験に合格して未登録の者を含んでおりません。

### （2）利益相反の適切な管理

法令・社内規程に基づき、利害関係者取引が発生する場合、当社と利害関係のない弁護士及び不動産鑑定士を外部委員とする投資委員会における審議・決議後に、当該取引が実施できるようにする等、厳格な審査手続きを定め、実行しております。

第14期 投資委員会開催回数 8回

### （3）手数料等の明確化

お客様が負担する手数料その他の費用については、金額及び計算方法等を契約書に記載して明確化しております。

### （4）重要な情報の分かりやすい提供

お客様に対し、ファンドの運用状況について、契約書に従い報告を行っております。

### （5）お客様にふさわしいサービスの提供

お客様のニーズ等を把握することに努め、社内外の関係者と連携し、金融商品・サービスの組成、販売、推奨等を行っております。

### （6）従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

従業員のスキルアップやコンプライアンス意識の向上を目的として、定期的に社内勉強会及びコンプライアンス研修を実施しております。

第14期 社内研修開催回数 19回

以上